平成２４年（フ）第１０８３号
京都府向日市向日町北山74番地　向日台11棟312号
債務者　惠嶋　達夫
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５５号
京都市西京区桂徳大寺町267番地　ロイヤルむらかみ202号
債務者　和田　定子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３１号
大阪府松原市北新町４丁目３番３号
債務者　西　　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０５８号
堺市西区浜寺石津町西４丁10番４号、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町西４丁10番９号
債務者　石本　一代
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３４号
大阪府泉大津市千原町２丁目４番16号ハイツニシキⅡ105、前住所大阪府泉大津市池園町15番15―205号
債務者　西川　博之
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４８２号
大阪府泉南市樽井８丁目10番15号
債務者　松本和子こと　大坪　和子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９８号
大阪府和泉市池上町３丁目12番26―206号、前住所大阪府和泉市富秋町１丁目11番４号
債務者　堀口　妙子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地21―２―302号
債務者　吉田　省三
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０２号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番２―204号
債務者　網代久美子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目11番２号
債務者　網代　昌幸
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５１０号
大阪府和泉市鶴山台３丁目９番28―402号
債務者　岡本　陽平
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３５号
大阪府泉南市馬場２丁目10番６号グレイスフル101号、前住所大阪府阪南市黒田48番地の１―312号
債務者　井口　幸久
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
大阪府岸和田市中之浜町５番８号
債務者　烏野　美紀
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
大阪府泉南市樽井７丁目28番２号
債務者　大江　孝美（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
大阪府泉大津市寿町３番38―209号、前住所大阪府泉大津市旭町21番26―304号
債務者　片岡　京子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５６号
大阪府泉南郡熊取町大久保中１丁目12番６―205号
債務者　相田　明治
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
大阪府和泉市唐国町１丁目15番64号
債務者　西川　勇次
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係